地域活動支援センターⅠ型運営補助事業に係る

公募型プロポーザル実施募集要項

**１ 募集の趣旨**

「地域活動支援センターⅠ型」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の運営を行う、民間事業者を募集します。運営費については江戸川区地域活動支援センターⅠ型運営補助要綱に基づき補助します。応募される方は、この公募の要項をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご応募ください。

**（１）事業目的**

障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

**（２）事業実施方法**

江戸川区地域活動支援センターⅠ型補助要綱に基づき、区が示す事業目的や内容で実施し、区は実施主体に対して補助金を交付します。

**（３）実施場所**

小岩事務所所管区域（東小岩１丁目～６丁目、西小岩１丁目～５丁目、南小岩１丁目～８丁目、北小岩１丁目～８丁目）

**（４）開所日及び開所時間**

開所日及び開所時間帯は区と決定事業者との協議にて調整します。

（概ね週５日、１日８時間以上開設を基準とします）

**（５）利用対象者等**

すべての障害者及び地域住民

**（６）事業内容**

1）基礎的事業

　① 交流コーナーの運営

② 創作的活動、生産活動の機会の提供

③ 地域住民との交流の促進

④ その他地域の実情に応じた支援

2）機能強化事業

① 相談支援事業

② セルフヘルプ活動への支援

③ 医療・福祉及び地域の関係機関との連携調整及びネットワークづくり

④ 地域ボランティアの育成及び導入

⑤ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発

⑥ 家族支援

**（７）経費について**

運営に係るすべての経費及び、維持管理費用は事業者の負担とします。

**（８）職員配置について**

地域活動支援センターⅠ型

1. 基礎的事業：２名以上（うち１名は専任）
2. 機能強化事業：１名以上

①と②で、２名以上常勤うち精神保健福祉士等の専門職を1名以上配置

**２ 主な募集手続の流れ（予定）**

公募要綱の周知 　　　　　　　　　　令和6年8月26日（月）

質問受付期間 　　　　　　　　　　　令和6年8月26日（月）～８月30日（金）

質問回答　　　　　　　　　　　　　 令和6年9月３日（火）

審査書類受付期間 　　　　　　　　　令和6年9月６日（金）～9月13日（金）

書類審査結果の通知 　　　 　　　　令和6年９月下旬～10月上旬

プレゼンテーション及びヒアリング審査

令和6年10月中旬

最優秀提案者の決定 　　　　　　　　令和6年10月下旬

最優秀提案者との協議・調整 　　　　令和6年11月上旬

地元説明会の実施　　　　　　　　　 令和７年２月

開設日　　　　　　　　　　　　　　 令和７年３月１日

※上記スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

**３ 応募**

**（１）応募資格**

審査への応募者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有する団体とします。

1. 「江戸川区地域活動支援センターⅠ型運営補助要綱」第１条及び第２条に基づく法人であること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
3. 参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。公租公課を滞納していないこと。
4. 「江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置を受けている事業者でないこと。

**（２）応募に当たっての留意事項**

応募に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、ご留意ください。

1. 応募のために要する一切の費用は、応募者の負担とします。

（例：事前の物件確保に要する経費等含む）

1. 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
2. 提出された書類の追加、差し替え、訂正等はできません。
3. 提出された書類に係る著作権は作成者に帰属しますが、情報公開や募集結果の公表等のために必要書類を公表する場合があります。この場合、著作権者の同意を得ることなく無償で使用できるものとします。
4. 区の事情により開設日を延期する場合があります。
5. 区の事情によりこの募集を取りやめることがあります。

**（３）応募の無効**

次のいずれかに該当する場合は、これを無効とします。

1. 応募に必要な資格がない者がした応募及び応募者の委任を受けていない者がした応募
2. 同一応募者が２つ以上の応募をしたときは、その全部の応募
3. 強迫による応募
4. その他応募に関する条件に違反した者

**４ 質疑応答**

**（１）受付方法**

事業者公募要項等に関して質問がある方は、次の受付期間内に「質問書」に質問及び必要事項を記入の上、９に記載するＥメールアドレス宛てに送付してください。件名は【地域活動支援センターⅠ型運営補助事業に係る公募型プロポーザル募集に関する質問】としてください。

**（２）受付期間**

令和6年8月26日（月）から令和6年8月30日（金）まで

**（３）回答方法**

質問に対する回答は本区ホームページに公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。なお、本事業に直接関連ないと判断した質問や意見等には回答できません。

**５ 審査書類の受付**

**（１）審査に必要な書類**

この募集に応募される法人は、次に掲げる「申込書【様式１】及び必要書類」（以下「審査書類」という。）を提出してください。

**＜審査書類＞**

１．応募団体の概要

２．法人登記事項証明書の写し

３．定款、規約その他（個人情報保護に関する記載文書）これらに類する書類

４．決算書類（直近３年分）

５．納税証明書の写し

６．労働保険及び社会保険の加入を確認できる書類

７．法人印鑑証明書の写し

８. 事業運営計画書　　　　　　 　 【様式2】

・開館日、開館時間を記載してください。

・事業の実施体制を記載してください。

・事業計画（基礎的事業、機能強化事業）を記載してください。

・その他中長期的な管理運営の考え方について記載してください。

９. 事業開始までのスケジュール　　【様式3】

　・契約締結以降の各種申請、準備に要する予定期間等、地域住民説明の内容、事業開始までのスケジュールを記載してください。

１０. 収支計画　　　　　　　　　　【様式4】

・事業運営にかかる経費等を含めた収支計画及び資金計画を記載してください。

１１．物件概要・間取り図、建築検査済証等（開設予定場所の建物に関する情報）

１２．事業実績に関する資料　　　　　（任意）

・類似施設の運営実績や類似の取組実績、地域連携・貢献に係る実績がある場合、施設の概要、規模、スキーム（所有者、賃貸借の形態等）、運営期間等の資料を提出してください。その他特にアピールしたい点などあれば提出してください。

※２、５、7については、発行後３か月以内のもの

※提出書類に押印する印鑑は、全て「法人印鑑証明書」と同一のもの。

※必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

応募する事業者は、資格審査に必要な書類の原本を１部、すべての写し（法人名および法人が特定できる文言を塗りつぶし、もしくは消してあるもの）を各１０部、担当・受付窓口まで持参してください。

**（２）受付期間**

令和6年9月6日（金）から9月13日（金）まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前９時から午後５時まで）

あらかじめ来庁日時を電話で連絡のうえ、お越しください。

郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、9月13日必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を電話で連絡してください。

**６ 審査評価**

1. **審査評価方法**
	1. 企画提案は「地域活動支援センターⅠ型運営補助事業に係る選定委員会」(以下「選定委員会」という)が一次審査(書類審査)及び二次審査（ヒアリング）により、提案内容を公正かつ厳選に審査し、最も優れた提案を行った事業者を最優秀提案者として選定します。
	2. 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じません。
2. **一次審査(書類審査)**
	1. 提出書類をもとに、選考委員会が審査評価します。
	2. 一次審査(書類審査)通過事業者については、結果通知を送付します。

**(３) 二次審査（ヒアリング審査）**

1. 書類審査を通過した事業者を対象として、令和6年10月中旬に、提案計画についてプレゼンテーションをしていただきます。
2. プレゼンテーションには、３名以内で出席してください。
3. プレゼンテーションを欠席した場合、または指定された参集時刻までに参集していない場合は、その理由に関わらず、当該者はプレゼンテーションを辞退したものとみなして審査を通過しません。
4. プレゼンテーションの実施の詳細については、一次審査結果通知と併せてお知らせします。

**７　優秀提案者の決定**

**（１）最優秀提案者の決定**

令和6年10月下旬に、選定委員会における選定結果を踏まえ、最優秀提案者を決定します。

**（２）最優秀提案者決定の通知**

選定委員会の審査後、全参加事業者（最優秀提案者に決定した者、決定されなかった者）に対し文書にて通知します。なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する問い合わせ及び審議申し立ては受け付けません。

※ 最優秀提案者の地位を辞退したい場合は、あらかじめ来庁日時（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前９時から午後５時まで）を電話で連絡のうえ、辞退届を担当・受付窓口まで持参してください。

**８ その他**

**（１）区との協議**

事業者と区は補助金交付および開設までの準備等の協議を行います。区は事業者と協議の上、補助金交付および開設までの費用についての一部の負担決定をします。

**（２）地域説明会**

事業についての説明をしていただきます。地域説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を築いていくため、可能な限り事業の実施・運営への反映に努めてください。

区の条例、規則、要綱等は江戸川区ホームページでご覧いただけますので、必要に応じ、確認してください。

**９ 事務局・受付窓口**

　　所管：江戸川区役所健康部保健予防課精神保健係　担当：小林・山本

　　住所：〒133-0041江戸川区上一色２－6－18　上一色コミュニティセンター

　　TEL：03-5661-2465

 　mail：hokenyobo@city.edogawa.tokyo.jp